

## 令和6年度学生定期健康診断等業務委託契約書（案）

茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、甲に属する学生に対し実施する学生定期健康診断等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託事業名 令和6年度学生定期健康診断等業務
- （2）委託事業の内容  
仕様書別表1に定める検査項目についての検査の実施及びその結果のとりまとめに関する業務
- （3）委託期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

### （検査の日時および場所）

第2条 検査の日時および場所については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）実施日 令和6年4月2日及び令和6年4月6日
- （2）実施場所 茨城県立医療大学

### （契約保証金）

第3条 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### （委託料の単価）

第4条 検査業務を実施するための費用（以下「委託料」という。）は、検査受診者1人当たりそれぞれ次の各号に掲げる額とする。（消費税及び地方消費税は含んでいない。）

- |                |   |
|----------------|---|
| （1）身体測定        | 円 |
| （2）視力測定        | 円 |
| （3）胸部X線検査      | 円 |
| （4）血圧測定        | 円 |
| （5）診察          | 円 |
| （6）尿検査         | 円 |
| （7）心電図検査       | 円 |
| （8）肝機能等検査      | 円 |
| （9）貧血検査        | 円 |
| （10）HBs抗原・抗体検査 | 円 |
| （11）HCV抗体検査    | 円 |
| （12）血液検査       | 円 |
| （13）目・皮膚の検診    | 円 |

(個人情報の保護)

第5条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。この契約が終了した後についても同様とする。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第6条 乙は、検査業務を行う上で知りえた業務上の秘密を他人に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。この契約が終了した後についても同様とする。

2 乙は、甲が提供する一切のデータ、プログラム、資料提供等を検査業務以外の用に供するほか、複写及び複製をしてはならない。

(委託業務の報告)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、検査結果の判定が済み次第、速やかに、下記の当該検査結果等を各1部甲に報告するものとする。

- (1) 健康診断結果連名簿
- (2) 健康診断結果個人票(個人ごとに封入したもの)
- (3) 健康診断集計表
- (4) 特殊健康診断連名簿
- (5) 実施主体独自個人票
- (6) 胸部X線画像(電子記録媒体)
- (7) 心電図所見票
- (8) 胸部検診受診者名簿
- (9) 健康診断データファイル(本学の健康管理システムに取り込み可能なもの及びcsvファイル・ウイルスチェック実施)

(改善の指示)

第8条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(委託料の確定)

第9条 甲は、第7条3項の規定により、乙から検査結果の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る検査結果の内容を審査し、適当であると認めるときは委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 委託料は、それぞれの単価に測定実施者数を乗じたものを足しあげ、消費税相当額を加算した額を支払うものとし、金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条の規定により、甲から委託料の額の確定の通知を受けたときは、通知を受けた月の翌月末日までに、委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前条の規定により委託料の額の請求を受けたときは、請求書を受領した日から30日以内に、乙の請求に係る委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、自己の責めに帰する事由により、検査業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をした時に提供されたものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告について)

第13条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に関して疑義を生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2

甲 茨城県立医療大学  
学長 松村 明

乙

別記（第5条（個人情報の保護）関係 特約条項）

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。